



| | |
|------|--|
| 法人番号 | |
|------|--|

法人市民税均等割減免申請書

尾鷲市長 殿

令和 年 月 日

所在地

法人名

代表者氏名

印

連絡先

| | |
|---------------------------------|--------------------------|
| 尾鷲市市税条例第51条の規定により、次のとおり減免申請します。 | |
| 減免を受けようとする事業年度 | 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで |
| 申告納付期限 | 令和 年 月 日 |
| 減免を受けようとする均等割額 | 円 |
| 減免を受けようとする理由 | |
| 備考 | |

注)この申請書は納期限7日前までに減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて提出して下さい。

法人市民税の減免の申請について

特定非営利活動法人促進法第2条第2項に規定する法人(NPO法人)で収益事業を行わない場合には、法人市民税(均等割額)の減免対象となります。

減免を受けようとする場合は、別紙の法人市民税減免申請書に次の書類を添付して確定申告の提出期限(決算日の2ヵ月後)7日前までに提出してください。

この手続きに基づき審査の結果、減免となる法人は、後日通知させていただきます。

《添付書類》 定款及び収支決算書・事業報告書等の写し

収益事業について

収益事業とは、法人税法(同法第2条第13項及び同法施行令第5条)の規定により、事業の目的との関係ではなく、事業の形態により判断いたします。

収益事業とは、法人税法(同法第2条第13項及び同法施行令第5条)の規定により、事業の『収益事業……販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう。[法人税法第2条第13項]』

この収益事業による所得は法人税(国税)の課税対象となります。

従って、税務署の指導により法人税の申告書を提出する必要がある法人は、基本的には、収益事業を行なう法人となり、法人市民税の減免対象とはなりません。

具体的には、法人税法施行令第5条に掲げる次の34事業をいいます。

- 1 物品販売業
- 2 不動産販売業
- 3 金銭貸付業
- 4 物品貸付業
- 5 不動産貸付業
- 6 製造業
- 7 通信業
- 8 運送業
- 9 倉庫業
- 10 請負業
- 11 印刷業
- 12 出版業
- 13 写真業
- 14 席貸業
- 15 旅館業
- 16 料理店業その他の飲食業
- 17 周旋業
- 18 代理業
- 19 仲立業
- 20 問屋業
- 21 鉱業
- 22 土石採取業
- 23 浴場業
- 24 理容業
- 25 美容業
- 26 興行業
- 27 遊技所業
- 28 遊覧所業
- 29 医療保健業
- 30 技芸教授業
- 31 駐車場業
- 32 信用保証業
- 33 無体財産権提供業
- 34 労働者派遣業

※ なお、名称、所在地、代表者等を変更された場合は、変更・異動届出書を提出いただくようになりますので、その際には、ご連絡をお願いいたします。

提出・問い合わせ先
〒519-3696
三重県尾鷲市中央町10-43
尾鷲市役所 税務課 課税係
Tel 0597-23-8171